

論 説

第三者の資金保管者の倒産に関する フランス判例の法理と「信託」

小 梁 吉 章

1. はじめに

2003年7月14日金融審議会の中間報告書は、信託制度を「金融システムの基本的インフラ」としている。たとえば、わが国倒産法の分野においても、破産管財人の機能を信託法上の受託者と位置づける意見があり⁽¹⁾、また、第三者の出捐した資金を保管する者が倒産した事案で、後述の最高裁平成14年1月17日第一小法廷判決は法定信託(擬制信託)の法理を適用しており、倒産法分野でも信託法理が活用されている。

一方、フランスには「信託」⁽²⁾法がなく、法定信託の概念もない。

譲渡担保制度を説明する法理として「フィデューシー」に言及されることはある⁽³⁾。また、金銭債権証券化の手法、*fonds commun de créances* (債権ファンド)は、わが国の信託スキームによる債権証券化に類似するが、法律上はファンド投資者の「共有」(*co-propriété*)と構成され、法人格がないので、「信託」ではない⁽⁴⁾。

(1) 池田辰夫「倒産手続と債権者代位権」判タ530号54頁、中野=道下編『基本法コンメンタール破産法』(日本評論社、1989)36頁[池田]、霜島甲一『倒産法体系』(勁草書房、1990)44頁、林屋=上田=福永『破産法』(青林書院、1993)67頁[林屋]、小林=齋藤『破産法』(弘文堂、1997)13頁。

(2) 「フィデューシー」は、アングロ・アメリカン法系の「トラスト」と異なるので、「フィデューシー」、「トラスト」はそのまま表記し、フィデューシー、トラスト、わが国の信託全体を包含する概念として括弧に入れた「信託」を当てた。

(3) Witz, *La fiducie en droit privé français*, *Economica*, 1981, p. 25.

では、わが国で倒産法の分野において信託法理が適用される上記の2つについて、フランス法はどのように応えているのだろうか。

第一の破産管財人の機能については、1967年倒産法⁽⁴⁾の下ではサンディック (*syndic*)⁽⁶⁾が債権者代表、債務者代表、破産手続監視の3つの機能を担っていたが、債権者と債務者を同時に代表する点が批判され、1985年倒産法⁽⁷⁾は管財人 (*administrateur*) と債権者代表 (*représentant des créanciers*) を分け (同法10条1項)、利害の衝突を排除した。債権者代表は債権者の名においてその利益を図ることとされ (同法46条1項)、管財人とは別に設けられる。債権者代表と称しながら、各商事裁判所に登録された有資格者の中から選任され⁽⁸⁾、倒産債権者の中から選任されるのではない。

第二の問題、すなわち第三者が出捐した資金を金融機関に設けた自己名義の口座に入金していた資金の保管者⁽⁹⁾が倒産した場合、預金債権はだれに帰属

(4) *fonds commun de créances* は通貨金融法典214条の3に規定され、もっぱら金銭債権の流動化に利用される。ファンド (*fonds commun*) には、このほか有価証券投資の *fonds commun de placement* があり、いずれも投資管理会社 (*une société de gestion*) が運用し、預託者 (*dépositaire*) が財産を保管するので、ファンドは「信託」に類似する。ポノーは、ファンドは投資家の財産とは別個の財産を構成するが、税務上の観点から法人格が付えられなかったとし、ファンドの負債はファンドの資産のみを担保とし、投資家の固有の資産には及ばず、また、投資家と投資管理会社および預託者との関係は委任 (*mandat*) であると説明し、「信託」には言及していない (Bonneau, *Les fonds communs de placement, les fonds communs de créances, et le droit civil, Rev. trim. dr. civ.* 90 (1), p. 24, 25 et 36)。

(5) 法定更生と財産清算に関する1967年7月13日法律番号67-563。

(6) *syndic* は古代ギリシャでは紛争の解決に当たって、弁論を担った *synegeros* を語源とする。フランス司法制度では裁判所付属吏と位置づけられた。

(7) 企業の法定更生・清算に関する1985年1月25日法律番号85-98。

(8) 法定管財人、法定清算人、企業鑑定人に関する1985年1月25日法律番号85-99第9条、20条を参照。

(9) 本稿は、第三者の資金を「保管」する者を対象とし、「他人の資産を他人の計算・リスクにおいて運用する権限を有する」「資産運用業者」を対象としていない。「資産運用業者」の位置付けについては、山中真人「『資産運用業者の受託者責任』の日本法下の位置づけ」ジュリ1258号156頁参照。

するかという問題 (以下「第三者資金保管者の預金債権帰属」という) について、わが国の裁判例では「法定信託」の法理が採用されているが、「信託」をもたないフランス法の考え方、すなわち「委任」の法理と「金銭に対する取戻権行使の是非」の問題はひとつの参考になると思われ、本稿ではわが国とフランスの裁判例を比較する。

2. わが国の事例

最高裁昭和29年11月26日第三小法廷判決⁽¹⁰⁾は第三者資金保管者の預金債権帰属について、信託法理を適用した最初の例とされているが、最近の裁判例には、法令や業界団体の内規などにより保管者に分別が義務づけられている口座 (分別口座) とこのような明文の規定はなく、口座名義は保管者となっているが、資金の出捐者などを示す特記が付されている口座 (特記口座)、また保管者名義で開設された口座に振り込まれた代金に対して取戻権が主張され

(10) 最高裁昭和29年11月16日第三小法廷判決(判時41号11頁)。会社への出資の対価として5割相当の利益を提供するとして、同社の事務員が投資家から資金を集め、自己名義の銀行預金としていたが、出資募集について詐欺容疑で警察の取調べを受けることになり、出資金を返還するために、大口投資家の一人に保管させることとした。この資金の保管者に対して確定判決に基づく債権を有する者が銀行の供託債権について差押転付命令を受けたとして、銀行に供託金返還請求の訴えを提起した。最高裁は、預金債権を「いわゆる信託財産」として資金の保管者には属しないと示した。本事件の第一審(昭和15年12月28日)は請求を棄却し、控訴審(長崎控訴院昭和16年6月14日)も控訴を棄却したが、大審院昭和17年8月20日判決は原審を破棄・差戻した。長崎控訴院昭和19年5月27日判決は請求を認容し、被告が上告し、大審院昭和22年4月7日判決は原審(昭和19年判決)の破棄・差戻しを行なった。控訴審(福岡高裁昭和24年8月31日判決)は、第一審判決を維持した。最高裁昭和29年判決は、本預金債権を「いわゆる信託財産」であって保管者個人の財産には属しないと判示した。同判決について道垣内教授は「保管目的を定めた処分が行なわれれば、それで信託は設定され」「信託法上の効果が生じる」としている(道垣内弘人「最近信託判例批評(8)」金法1598号47頁)。

た事案(取戻し事案)の3つの類型がある。

(1) 分別口座

1) 東京地裁昭和63年3月29日判決, 東京地裁昭和63年7月27日判決⁽¹¹⁾

この2つの事案は損害保険会社が異なるが, 同一の損害保険代理店の事件である。廃止前の保険募集の取締に関する法律(旧募取法)の下で, 保険代理店は収受した保険料を預金口座に入金する場合, 専用口座を設けて入金することを要したが, これらの判決は同法が保険代理店に口座の分別を要求していることを考慮し, 代理店の開設した分別口座の預金債権を保険会社に帰属するとした。

2) 千葉地裁平成8年3月26日判決⁽¹²⁾

損害保険会社と保険代理店との間に紛議が生じ, 損害保険会社が銀行に損害保険代理店の分別口座の預金債権の支払いを求めた事案である。保険代理店は倒産には至っておらず, 被告側への訴訟参加を申し立てた。本判決は先行する上記の東京地裁昭和63年3月, 7月判決について「代理店が保険会社に保管中の保険料を引渡す前に破産した場合にその特定性が維持されている限りは引渡がなくとも当然に当該保管中の保険料は保険会社の帰属となって保険会社が取戻権を行使できる」が, 保険代理店が破産した場合でなければこの法理は当てはまらないとして, 分別口座の預金債権を保険会社ではなく, 保険代理店に帰属するとした。

(11) 東京地裁昭和63年3月29日判決(金法1220号30頁), 東京地裁昭和63年7月27日判決(金法1220号34頁)。山田二郎「判批」金法1232号11頁参照。

(12) 千葉地裁平成8年3月26日判決(金法1456号44頁)。

3) 最高裁平成14年1月17日第一小法廷判決⁽¹³⁾

地方公共団体が公共工事の前払金保証事業に関する法律(保証事業法)に基づき、建設業者と公共工事契約約款によって公共工事請負契約を結び、前払い工事代金について建設業保証会社が保証し、前払金を受けた建設業者が保証事業法の規定に従い、指定された金融機関に設けた分別口座に入金していた事案で、建設業者が破産宣告を受けた。最高裁は本事案で「法定信託」を適用し、当該預金債権は保管者である建設業者に帰属するのではなく、委託者で発注者である地方公共団体に帰属するとした⁽¹⁴⁾。

なお、本判決前の大阪高裁平成11年4月30日判決⁽¹⁵⁾は法定信託の法理ではなく、保証会社の商事留置権の成立を認めることによって倒産隔離を認めている。

(13) 最高裁平成14年1月17日第一小法廷判決民集56巻1号20頁(金法1645号51頁)。最高裁は本件の「公共工事請負契約約款は、前払金を当該工事の必要経費以外に支出してはならないことを定めるのみで、前払金の保管方法、保管・監査方法等について定めていない」が、「前払金を適正に使用しているか厳正な監査を行なうよう義務付けられており」、「前払金の保管、払出しの方法、被上告人保証会社による前払金の使途についての監査、使途が適正でないときは払出しの中止の措置等が規定されている」ことを挙げている。岩藤美智子「信託契約の成立と受託者破産時の信託財産の帰趨」金法1659号13頁参照。

(14) 第一審の名古屋地裁豊橋支部平成12年2月8日判決(金判1087号40頁)は保証事業の事務内容を詳細に検討し、預金口座を一定の目的にのみ使用される専用口座であると認定し、信託関係が存在するとしたが、控訴審の名古屋高裁平成12年9月12日判決(金判1109号32頁)は、保証会社の債権質権による別除権を認め、破産財団には入らないとした。

(15) 大阪高裁平成11年4月30日判決(金法1577号36頁, 金判1073号27頁)。同事件の原審は大阪地裁平成10年9月3日判決(金法1577号39頁)。大阪高裁判決について宮川教授は「前払残金を動産と同じように扱って商事留置権の目的物と見ることができらるであろうか」と述べ、商事留置権は成立しないとして、信託による解決を主張する(宮川不可止「公共工事の前払金保証制度における前払金専用口座の法的性格」金法1627号47頁)。

4) 最高裁平成15年2月21日第二小法廷判決⁽¹⁶⁾

本事案は2回目の不渡りを出して実質的に倒産した保険代理店名義の分別口座の預金債権の帰属に関するものである。前記の保険代理店に関する判決の後、募取法は廃止されていたが、本事案の保険代理店は平成8年4月1日大蔵省通達、日本損害保険協会の関係規定に従って保険料を分別口座に入金していた。最高裁は「損害保険会社X社代理店A」という表示では損害保険会社を預金者としているとは認められず、また、損害保険会社が代理店に普通預金契約締結の代理権を授与していた事情もないとして、預金債権を保管者である代理店に帰属するとした⁽¹⁷⁾。

5) 東京高裁平成15年7月9日判決⁽¹⁸⁾

本事案は、弁護士が刑事事件の代理人を依頼され、着手金等を代理人弁護

(16) 最高裁平成15年2月21日第二小法廷判決(金法1677号57頁)。保険代理店が二度目の不渡り手形を出すことが確実になった時点で、通帳と届出印を保険会社に渡したが、信用組合が保険代理店に対する貸付債権と前記の預金口座残高を相殺したので、保険会社が信用組合に預金の返還を請求した。第一審(札幌地裁小樽支部平成10年12月2日判決)、控訴審(札幌高裁平成11年7月15日判決)は保険会社の請求を認容した。

(17) 最高裁判決で福田裁判官は「預金者として訴外会社を表示しているものであることが一見明白であるとはいいきれないし、そこに『代理店』の文字が含まれていることからすると、むしろ被上告人(保険会社)が代理店である訴外会社を使って本件預金口座を開設したことを表示していると解するのが相当」との反対意見を述べている。

(18) 東京高裁平成15年7月9日判決(金法1682号168頁)。刑事事件の依頼者から受取った着手金、委任事務費用を保管するため、「弁護士名・依頼者名預り金口」という名義の普通預金口座を開設し、依頼者から着手金、弁償金の振込みを受けたところ、依頼者に対する滞納処分として同預金に差押えが行われた。原審(東京地裁平成14年3月15日判決(金法1657号34頁))は弁護士に帰属するとした。

士名義の分別口座に入金した事件である。保管者の弁護士は倒産していない。弁護士が業務上受領する預り金の保管については、所属の弁護士会による「業務上の預り金の取扱に関する会規」があり、これに沿って処理されていた。東京高裁は前払費用を「交付の時に委任者の支配を離れ、受任者がその責任と判断に基づいて支配保管し、委任契約の趣旨に従って用いるものとして、受任者に帰属する」として、当該口座の預金債権を口座の名義人である弁護士に帰属するとした。

(2) 特記口座

6) 東京高裁平成11年8月31日判決⁽¹⁹⁾、東京高裁平成12年12月14日判決⁽²⁰⁾

本事案はマンション管理適正化法の制定以前の事案であり、当時マンション管理会社には管理費等を分別保管する義務はなかった。親会社の分譲するマンションを管理する会社がマンションの各区分所有者から支払われた管理費等を、対象のマンションの名前を付記して同社名義で開設した普通預金口座(特記口座)に入金させ、余剰資金を別の銀行の同社名義の定期預金としていた。マンション管理会社が破産宣告を受け、預金先の銀行が同社に対する貸金とこの普通預金の残高を相殺したため、破産管財人が預金債権の返還請求の訴えを提起し、マンション管理組合が独立当事者参加した。両判決は、

(19) 東京高裁平成11年8月31日判決(判時1684号39頁)。原審の東京地裁平成8年5月10日判決(判時1596号70頁)は、預金原資となる管理委託費の保管方法は管理会社に委ねられているので、定期預金、普通預金は管理会社に帰属するとした。控訴審では、控訴人は定期預金が法的・形式的に管理会社に帰属していても、実質的には管理組合に帰属し、管理会社に信託された信託財産である旨主張したが、区分所有者と管理会社との間の管理委託契約は信託法1条にいう財産権(保管費の剰余金等)の移転その他の処分をする契約ではないとし、信託法理を明示的に否定した。

(20) 東京高裁平成12年12月14日判決(判時1755号65頁)。第一審は東京地裁平成10年1月23日判決(金判1053号37頁)。

区分所有法上、各区分所有者は区分所有者が構成する団体に管理費等を支払っているため、管理費等は区分所有者全体に帰属するとした。

(3) 取戻し事案

7) 最高裁平成11年4月16日第二小法廷判決⁽²¹⁾

建築工事の請負の目的で、A社とB社の建設会社2社がA社を代表者として共同企業体を組成し、A社名義で代金の受領口座(別口座という)を設け、代金受領後速やかに分配することとした。しかし、A社が更生手続開始決定を受けたために、B社がA社名義の別口座にあるB社受領相当分について会社更生法上の取戻権を争った。原審(大阪高裁平成9年12月3日判決⁽²²⁾)は、分配金請求権を有するにとどまるとして、取戻権を認めず、上告審も原審を支持した。

(4) まとめ

わが国の裁判例では、法令や業界団体の内規に基づく分別口座であってもそれだけでは預金債権が出捐者に帰属するという結論になっていない⁽²³⁾。最高裁平成14年判決では分別口座から口座名義人が自由に処分できない制約(口座の設けられた金融機関には一種のエスクロウの機能が求められている)があることが考慮されている。

一方、特記口座の裁判例は、区分所有法の規定を考慮して、管理会社名義の特記口座の預金債権を区分所有者全体に帰属するとした。この事案に対し

(21) 最高裁平成11年4月16日第二小法廷判決(金法1554号77頁)。

(22) 大阪高裁平成9年12月3日判決(金法1554号78頁)。

(23) 金融機関としては、マネーロンダリング対策として口座の開設に当たっては本人確認を厳格に行なっているため、預金者の判断が難しい特記口座を開設することには消極的にならざるを得ないと思われ、分別口座、特記口座の開設は困難であろう。

ても信託法理の適用を主張する意見がある⁽²⁴⁾。さらに保管者の預金口座の預金に対する取戻権の行使は認められていない。

3. フランス破毀院の裁判例

フランス破毀院の裁判例も同様に、分別口座 (*comptes spéciaux*) と特記口座 (*compte en rubrique*)、取戻し事案に分けることができる。

(1) 分別口座

8) 破毀院1998年2月10日民事部判決⁽²⁵⁾

マンション管理費用については、管理組合が別段の決議をしない限り、管理組合名義で口座を開設することを要する⁽²⁶⁾。マンション管理会社がバンク・オクシデンタル(銀行)に自社用、マンション区分所有者管理組合用およびマンション管理用の3つの預金口座を開設した。管理会社が清算手続に入り、バンク・オクシデンタルがこれらの口座の統合を通知したが、区分所有者管理組合はバンク・オクシデンタルを相手に管理組合用とマンション管理用の二つの口座の預金債権の支払を求める訴えを提起した。

破毀院はこれらの3口座は固有の番号を有していたこと、バンク・オクシデンタルは口座の開設時その後も、マンション管理会社がマンション管理

(24) 東京高裁平成11年8月31日判決の原審である東京地裁平成8年5月10日判決と東京高裁平成12年12月14日判決の原審である東京地裁平成10年1月23日判決について、藤瀬裕司「マンション管理会社・管理組合の預金の帰属と実務上の留意点」金法1555号37頁を参照。東京高裁平成15年7月9日判決の原審である東京地裁平成14年3月15日判決について、宮川不可止「弁護士の預り金の専用口座の法的性格」金法1678号47頁)を参照。

(25) Cass. com., 10 févr. 1998, Société de banque occidentale c/ Syndicat copropr. 10, rue Etienne Jodelle à Paris, D. 1998, IR, p. 64.

(26) Décret n° 67-223 du 17 mars 1967, pris pour l'application de la loi n° 65-557 du 10 juillet 1965 fixant le statut de la copropriété des immeubles bâtis, art 38.

を「受任」し、管理組合用とマンション管理用の口座は受任業務を目的とするものであったことを承知していたと認め、これら2口座についてマンション管理会社は「受任者」(*mandataire*)として関与したと判示した。

9) 破毀院1999年4月6日商事部判決⁽²⁷⁾

マンション管理人(個人)が金融機関に設けた個人としての口座と同人が担当するマンションの管理目的で開設した口座の預金債権に対して債権者が支払いを求めた事案で、破毀院はマンション管理目的の口座は「個人目的で開設されたものではなく、区分所有者の受任者としてまたは共同保有の管理人として開設されたものである」として、当該口座についての管理人の処分権を否定した。

なお、フランスでは第三者の資金を保管することが予定される一定の職種について、このほかにも特別法で資金の扱いを規定している。たとえば、弁護士は1991年11月27日デクレ270条⁽²⁸⁾でクライアントから受領する資金を銀行または貯蓄供託金庫(*Caisse des dépôts et consignations*)に分別口座を設け、入金しなければならず、また、不動産仲介業者は顧客から受領する資金の入金口座を分別口座としなければならない⁽²⁹⁾。公証人および倒産法上の法定管財人、法定清算人が職務遂行に当たって資金を受領する場合には、貯蓄供託金庫に供託しなければならないとされている。

(27) Cass. com., 6 avril 1999, JCP 1999, IV, 2017, *Rev. dr. banc.*, juill.-aout 1999, obs. Crédot et Gérard.

(28) Décret n° 91-1197 du 27 novembre 1991, organisant la profession d'avocat, art 240.

(29) Décret n° 72-678 du 20 juillet 1972, fixant les conditions d'application de la loi n° 70-9 du 2 janvier 1970 réglementant les conditions d'exercice des activités relatives à certaines opérations portant sur les immeubles et fonds de commerce, art 55.

(2) 特記口座

10) 破毀院1991年5月14日商事部判決⁽³⁰⁾ (委任関係を認めた例)

イドロマシオン社など外国会社6社は、一般租税法289条Aに従ってフランス国内の税務代理人としてジェスティオン社を選任した。ジェスティオン社はソシエテ・ジェネラル(銀行)に自社口座とともに同社名義で税務代理依頼各社の名を付した6つの特記口座を開設した。

1983年12月15日ジェスティオン社はソシエテ・ジェネラルから同社の自社口座と特記口座を統合する旨の通知を受取った。その後、ジェスティオン社の経営者が横領罪で訴追され、ジェスティオン社は清算手続に入った。6件の特記口座の残高は、ジェスティオン社の破産財団に算入されたため、イドロマシオン社など外国会社各社がソシエテ・ジェネラルに支払いを求める訴えを起こした。

第一審裁判所は請求を認容し、ソシエテ・ジェネラルに特記口座残高の支払いを命じ、原審(パリ控訴院1989年3月15日判決)も第一審判決を支持した。

ソシエテ・ジェネラルは、特記口座は居住者口座であり、ジェスティオン社のみが管理する権限をもつなどと主張して上告した。

破毀院はソシエテ・ジェネラルは目論見書に沿ってジェスティオン社が特記口座を開設し、特記口座の残高は「外国会社に属し、ジェスティオン社の貸借対照表には計上されない」ことを承知しているとし、ジェスティオン社は為替保管目的で特記口座の「名義人」(*titulaire*)ではあるが、外国会社各社の「受任者」(*mandataire*)であり、現に当該口座は名義人とは別の者の名の下で機能していたとして、特記口座の預金債権はイドロマシオン社など外国会社6社に帰属すると判示した。

(30) Cass. com., 14 mai 1991, Société générale c/ SA Hydromation Belgium et al., *D.* 1992 Juris 13, note Martin, *Banque* 1991, p. 869, obs. J.-L. Ribes-Lange. Martin, Des comptes bancaires à affectation spéciale ouverts à des professionnels, *Rev. dr. banc.*, 1992, p. 2.

(3) 取戻し事案

11) 破毀院1997年3月25日商事部判決⁽³¹⁾

ネレシス社はミニテルのプロバイダーであるMG社、フランス・テレコム
の2社と「ミニテル・キヨスク」の契約を締結した。ミニテルとはインター
ネットの先駆となったフランス固有の双方向デジタル・ネットワークで、ネ
レシス社はミニテル上で業者の不動産情報を掲載するサービスを提供するこ
ととしていた。ミニテルの交信料をフランス・テレコムがサービス利用者か
ら徴求し、手数料を差し引いた後、MG社に支払い、次にMG社がその手
数を差し引いて、ネレシス社に支払うこととした。

1990年11月21日にMG社が法定更生手続に入り、ネレシス社はMG社がフ
ランス・テレコムから受取る金額のうち、自社相当分の金銭について取戻権
の訴えを起こした。

パリ控訴院1994年6月17日判決は、金銭が代替可能物 (*fongible*) であり、
取戻権の対象にならないとして、請求を棄却した。

ネレシス社はMG社にフランス・テレコムから支払われる料金の受取りと
同社への支払を委任していたので、金銭が代替可能物であっても、ネレシ
ス社はMG社の金銭に対して債権ではなく、所有権を有すると主張した。

破毀院は「資産が代替可能であることは取戻しの障害にならないが、これ
は当該資産が同種の他の資産と混同されない場合に限られる。フランス・テ
レコムの支払い金額のうちネレシス社相当分がMG社分と混同されていない
ことは証明されていない。したがってネレシス社はMG社の債権者であるに
過ぎない」として上告を棄却した。

(31) Cass. com., 25 mars 1997, Editions Neressis c/ France Télécom, D. 1997, Juris.
481, note Martin, *Rev. dr. banc.*, 1997, p. 128, obs. M.-J. Campana et J.-M.
Calendini.

12) 破毀院2000年5月10日商事部判決⁽³²⁾

ソダマ社はウンベール夫人が所有するスーパーマーケットの精肉部門の運営を委託された。委託契約では、スーパーマーケットが売上金を受領し、スーパーマーケットの手数料を差し引いて、毎週ソダマ社に同社の売上相当額を支払うこととした。スーパーマーケットが法定更生手続に入ったため、ソダマ社が自社の売上相当額について取戻権の訴えを提起した。

破毀院は「ソダマ社は争われている売上金の所有者ではなく、スーパーマーケットに対する破産債権者に過ぎない」として上告を棄却した。

13) 破毀院2003年4月4日商事部判決⁽³³⁾

X氏は金融業者であるリュック・テルム社に預り金口座を設けて、同社と外国株式投資などの金融取引を行っていたところ、リュック・テルム社が法定更生手続に入った（後に法定清算に移行）ので、X氏が同社への預り金について取戻権の訴えを提起した。

原審（パリ控訴院1999年12月10日判決）は、取戻権の対象は債務者の下に現物として存在する動産に限られるなどとして請求を棄却した。

破毀院は、金銭の回収には取戻権の行使は認められず、破産債権の届出に限られる（すなわち、X氏は破産債権者に過ぎない）として、上告を棄却した。

(4) ま と め

フランスには「信託」法制がなく、当然ながら信託法理は採用されない。分別口座と特記口座に関する破毀院の裁判例は、保管者名義の口座と区別されていることを重視し、口座の名義人を資金の受任者、特記された出捐者を委任者 (*mandant*)、保管者を受任者 (*mandataire*) として「委任」と構成する

(32) Cass. com., 10 mai 2000, Sodama c/ Champion, *Rev. dr. banc.*, 2000, p. 235.

(33) Cass. com., 4 févr. 2003, X c/ Luc Terme, *D.* 2003, AJ1230, note Lienhard.

ことによって、保管者の倒産から資金を隔離している。委任もローマ期のフィデュキアから派生した法理である⁽³⁴⁾。また、仮に後述のフィデュシー法案が成立しても、フィデュシーの成立を契約によることを要しているの⁽³⁵⁾、「法定信託」を認めがたい。

次に、分別口座でも特記口座でもない、保管者名義の口座には委任関係が成立しない。たとえば、1983年4月20日判決⁽³⁶⁾は保険代理店が保険料を受領し、これを自己の経常的な口座に入金していた事案であるが、保険代理店の固有の資金と混同され、特定性を失っているため、預金は口座名義人に帰属するとされた。また1994年1月19日判決⁽³⁷⁾では、前任のマンション管理会社が清算手続に入り、後任の管理会社が前任会社名義の口座の残高の支払いを金融機関に求めた事件で、破産院はマンション管理組合が総会で管理会社名義の預金口座を開設することを決議していないこと、問題の口座は前任の管理会社の便宜のために設けられたことを挙げて、後任管理会社の請求を棄却した。

(34) 四宮教授は「*fiducia*の経済的目的が法的承認をうるにつれて、他方それぞれの経済的目的に照応する制度—*pignus* (質), *mandatum* (委任), *commodatum* (使用貸借), *depositum* (寄託)—の出現をみ、逆にそれらの制度が *fiducia* に影響を與へることさへ行はれて、*fiducia* 自体もますます経済的目的に相応するものとなった。もちろん、そのときには *fiducia* の使命はもはや終了したものといはねばならぬ」としている(四宮和夫「信託行為と信託」法協59巻(1941)1号47頁)。

(35) フランス法務省民事部商事法局チーフであったギエンシュミットは、フィデュシーを「契約により、設定者 (*constituant*) が財産・権利の全てまたは一部を受託者 (*fiduciaire*) に譲渡し、後者が所定の目的のために受益者 (*bénéficiaire*) または設定者本人の利益のために行うこと」であるとしている (de Gillenchmidt, *La fiducie pour quoi faire ? présentation de l'avant-projet de loi relatif à la fiducie*, *Rev. dr. banc.*, 1990, p. 105)。

(36) Cass. com., 20 avril 1983, *Rép. Defrénois* 1983, art. 33132, p. 1141.

(37) Cass. com., 19 janv. 1994, *Syndicat coprop. De l'ensemble immobilier Val Brise à Marseille c/ Crédit du Nord*, *D.* 1994 *Juris* 576, note Martin.

このように預金が口座名義人に帰属する場合、委任関係ではなく、倒産法上の取戻権 (*revendication*) の行使が争われる。従来は取戻権の行使の対象は特定物であることを要し、不特定物に対する取戻権の行使は認められなかったが、1994年改正で倒産法121条3項後段に「現物の取戻しは、買い手の手中に同一種類、同一量の物がある場合、代替可能物に対しても認められる」という規定が加えられ、不特定の代替可能物にも取戻権を行使することが認められたため⁽³⁸⁾、金銭に対する取戻権の行使をめぐる訴訟が提起されることとなった。しかし、破産院は医薬品の場合には取戻しを認めることがあるが⁽³⁹⁾、保管者名義口座の金銭に対する出捐者の取戻権を認めていない。

4. フランス法における「信託」不在

フランスにとって信託またはトラストは全く未知ではなく、国際条約等では信託、フィデュシーの語は見られる⁽⁴⁰⁾。しかし、これらの条約等の規定は

(38) マルタンはこの改正を人的権利・物的権利の概念の再検討を迫るものであるとする (Martin, *De la revendication des sommes d'argent*, *D.* 2002, *Doct.* 3279)。カンパナは1994年改正を突飛であるとし、取戻しをめぐる争いが生じやすいとマイナスの評価をしている (Campana, *Les revendications après la réforme du 10 juin 1994, Le nouveau droit des défaillances d'entreprise*, Dalloz, 1995, p. 203)。

(39) Cass. com., 5 mars 2002, *D.* 2002, *AJ* 1139, note Lienhard, Paris, 3 avril 1998, *D.* 2000, *SC* 69, Paris, 26 juin 1998. *D.* 2000, *SC* 69.

(40) 欧州共同体の国際裁判管轄と外国判決承認執行を定めるブラッセル条約 (*Convention de Bruxelles du 27 septembre 1968, concernant la compétence judiciaire et l'exécution des décisions en matière civile et commerciale*) 5条6号, 2000年12月22日欧州理事会規則44-2001号 (*Règlement (CE) No. 44/2001 du 22 décembre 2000, concernant la compétence judiciaire, la reconnaissance et l'exécution des décisions en matière civile et commerciale*, *JOCE L* 12, 16 janvier 2001, p. 1) 5条6号, 仏加租税条約 (*Convention fiscale franco-canadienne*) 13条, 1985年7月1日信託の準拠法及び承認に関する条約 (*Convention on the Law Applicable to Trusts and on their Recognition*) を参照。フランスは1991年11月26日にヘーグ・トラスト条約に署名 (*signature*) している。同条約については, A. E. von Overbeck

フランスにとって外国で設定されたトラストを承認するという規定に過ぎず、フランスの居住者には「信託」を設定する機会が与えられないという「パラドクサルな状況」⁽⁴¹⁾にある。こうした事情を考慮し、署名したヘーグ・トラスト条約の批准のため、フランスでも「信託」法(フィデュシー法)制定が試みられ、1992年2月20日に法案⁽⁴²⁾が国民議会に上程されたことがある。1990年代初めには、金融法雑誌がフィデュシー特集を組み、各方面からフィデュシー法に対する期待が示されたものの⁽⁴³⁾、上程後10年余を経た今日まで、フィデュシー法案は審議されず、店晒しになっており、フランスはヘーグ・ト

(道垣内正人訳)「信託の準拠法及び承認に関するハーグ条約についての報告書」信託153号4頁および池原季雄編『国際信託の実務と法理論』(有斐閣, 1990)186-219頁を参照。なお、2003年10月16日現在、同条約を批准した国は、オーストラリア、カナダ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、イギリスの7カ国であり、マルタが加盟し(*adhésion*)、香港では同条約が発効している。署名した国はこのほかにキプロス、アメリカ、フランスの3カ国となっている。わが国は署名も批准もしていない。

- (41) J. de Gillenchmidt, *La fiducie pour quoi faire ? présentation de l'avant-projet de loi relatif à la fiducie*, *Rev. dr. banc.*, 1990, p. 105.
- (42) 1992年法案に至るまでに、まず、1990年2月13日にはリヨンにおける「フィデュシー：その目的」と題するシンポジウムでフィデュシー法案が示され(*La Fiducie, pour quoi faire, colloque de Lyon du 5 avril 1990, Rev. dr. banc.*, 1990, No. 19, p. 105), 1990年11月14日にはザール大学フランス法研究センターが開催したシンポジウム「欧州各国におけるフィデュシーとその適用」で法案が発表され(*La Fiducie et ses applications dans plusieurs pays européens, Bull. Joly*, 1991, No. 4bis, p. 89), さらに、1991年7月1日にグリマルディ私案が発表された(*Rép. Defr.* 1991, art. 35094, p. 961)。第一次フィデュシー法案起案には法務省民事局が1年半余という長い時間をかけている(de Gillenchmidt, *op. cit.*, p. 105)。1990年法案の翻訳は大島俊之「フランスの信託法案」信託164号30頁を参照。フィデュシー法案は、フィデュシーを受託者(*fiduciaire*)のみが信託財産に対して完全な所有権を取得し、受益者の権利は債権的権利に過ぎないとし、フィデュシーの設定は設定者と受託者の間の契約によるとする点で、アングロ・アメリカン法系のトラストと異なる。
- (43) ペザールはMBO, ディフィーザンス, 証券化, プロジェクト・ファイナンスにおける担保, 有価証券信託, 受託者による証券発行, ベンチャー・キャピタルといっ

ラスト条約を批准していない。

フランスにおけるトラスト制度研究の第一人者であったルポールは、1927年発表の論文でフィデュシー制度が長い間、忘れられていると嘆き、フランスにおけるフィデュシーの再生にアングロ・サクソン法系の学者の支援を期待すると書いている⁽⁴⁴⁾。1992年法案はこのルポールの夢を実現しかけたが、夢は現実にはならなかった。

フランスにおける「信託」法の不在は、信託制度そのものに起因する。

まず、信託とシビル・ローは親和的でない。今世紀はじめにメートランドが指摘したとおりである⁽⁴⁵⁾。ただし、金融取引の発展に伴う経済的ニーズもあり、信託に対する姿勢も変化し、現在ではシビル・ロー法系の国にも「信

た利用を提案している (Pezard, Les divers application de la fiducie dans la vie des affaires, *Rev. dr. banc.*, 1990, p. 108)。ド・フーコーは、フィデュシーによってフランスでもアングロ・アメリカンのトラスト・スキームが可能になると期待を寄せている (de Foucaud, Le point de vue de chef d'entreprise sur la fiducie, *Rev. dr. banc.*, 1990, p. 114)。セルルは、フランスの銀行はアングロ・サクソン流のトラストに精通しており、財産保管、企業承継、株式保有、ディフィーザンス、証券化、フィデュシアー口座、差押え回避のための特別口座、国際取引の交互計算用の口座など銀行のサービス分野が拡大すると期待する (Cerles, Le point de vue du banquier sur la fiducie, *Rev. dr. banc.*, 1990 p. 117)。

(44) Lepaulle, Civil Law Substitutes for Trusts, 36 *Yale L. Rev.* 1126, 1147 (1927).

(45) 高柳博士は、Maitland の著書 *Equity* (1916) 23頁から「エクイターの功績の中で一番大そして一番重要なものは信託の発明とその発展」, 「信託は非常に伸縮自在なそして一般的な制度」であって, 「恐らくイギリスの法律家の挙げた最も顕著な功績をなす」が, 「外国の法律には之 (注: 信託) にきつくり当るものがない。例へばドイツ民法典を取って考へて見る。何処に信託があるか。何処にも見出されない。此れはイギリスの法律実務家の眼から見れば大きな欠陥である。処が外国人には此穴が見えない。ギルケは私に向て『私はあなたの国の信託を了解することが出来ない』と曰ふた。何故であろうか。信託は外国人が法律学の当然とするスキームの内に容易く嵌まらない」を引用している (高柳賢三「英米信託法原理(-)」法協40巻(1922) 5号723頁)。細谷祐治「信託法理及信託法制概論(三)」法協42巻 (1924) 10号1799頁, 河合博「信託の定義(-)」法協51巻 (1933) 11号2067頁を参照。

託」制度がある。フランス法を継承したカナダ・ケベック法にはフィデュシー会社に関する法律がある⁽⁴⁶⁾。ルクセンブルグは1983年7月19日大公令⁽⁴⁷⁾によって、銀行の業としてのフィデュシーによる資産管理を認め、1985年ヘーグ・トラスト条約に署名し、2003年10月16日に批准した。ルクセンブルグと並ぶ金融センターであるスイスは判例でフィデュシーを認めている。ドイツも法律上明文規定はないが、トロイハンド (*Treuhand*) 制度を認めている⁽⁴⁸⁾。

したがってフランスが信託を無視するには、固有の3つの原因がある⁽⁴⁹⁾。

第一に、革命期の封建遺制に対する高揚した精神である。1792年11月14日法はフィデュシーをそもそも封建遺制であるとして禁じ、民法典もこれを踏襲する⁽⁵⁰⁾。

第二に、所有権一体原則である⁽⁵¹⁾。法定の物的権利に限られ (*numerus clausus*)、新たな物的権利を認めない⁽⁵²⁾。ルポールは信託を誰のものでもない

(46) Loi sur les Sociétés de fiducie et de prêt, 1991.

(47) Règlement grand-ducal du 19 juillet 1983 relatif aux contrats fiduciaires des établissements de crédit. 同大公令は全5条の短いもので、1条で受託者 (*fiduciaire*) を金融機関に限定し、2条でフィデュシー契約 (*contrat fiduciaire*) を定義し、これを「委託者 (*fiduciant*) が金融機関である受託者との間で、受託者を委託された財産権の所有者 (*titulaire de droits patrimoniaux*) とし、財産権の行使はフィデュシー契約が定めるその義務である受託者の負債に限られるとする契約をいう」としている。さらに3条1項で、受託者の包括清算 (*liquidation collective*) の場合、委託財産は清算財団には入らないとして、倒産隔離を規定する。同大公令の詳細については、伊藤典夫「ルクセンブルグの信託法」信託151号46頁を参照。

(48) ドイツの信託制度については、伊藤典夫「西独の信託法」信託155号92頁、156号4頁を参照。

(49) Lucas, *Les transferts temporaires de valeurs mobilières pour une fiducie de valeurs mobilières*, L. G. D. J. 1997, p. 304.

(50) Witz, *op. cit.*, p. 41.

(51) Lucas, *op. cit.*, p. 301.

(52) わが国信託法も同様であり、信託2法の起案者池田博士は「二重領有ノ觀念ハ我民法ノ原則ニ重大ナル変革ヲ及ホスモノニシテ特別ノ必要ニ迫マラサル限り之ヲ避クルヲ可トス」として二重領有説ではなく、受益者の有する受益権を受託者に対する債権的権利とする構成を採用したとしている(池田寅二郎「信託法案ノ概要」法協38巻(1920)7号845頁)。

所有権 (*propriété de personne*) と構成することで信託財産を認めようとしたが⁽⁵³⁾, メートランドは大陸法系諸国の「法律家は昔しから私権を二分して対世権 (*rights in rem*) と対人権 (*rights in personam*) とする」が、「信託—受益者の権利はその何れに属するのであるか。その何れにも属せしむる事は容易でない」⁽⁵⁴⁾ としている。モツルスキは、フィデューシーでは取得者が純粹・単純な所有者となるが、トラストは譲渡人が所定の条件で再度の譲渡を得る厳に人的な権利を有するにすぎないのであるから、両者は基本的に異なり、アングロ・サクソン流のトラストはフランス法になじまないとしている⁽⁵⁵⁾。

第三に、フィデューシー制度導入による税収減の懸念がある。不動産など譲渡の場合に登録税課税の対象となる資産について、委託財産に移管された場合、登録税の課税対象から除かれるため、税収が減少する⁽⁵⁶⁾。

ブラックストーンはトラストの前身のユースの起源を *fideicommissum* に求め⁽⁵⁷⁾, メートランドは聖フランチェスコが修道僧に所有を厳禁したことから、フランシスコ派修道僧がローマ法の *usu* の概念に類似したものをイギリスに導入し、ユースの発展に貢献したとした⁽⁵⁸⁾。ホームズはユースの起源を5世紀のフランク族サリカ法に見られる *salmannusu* に求めた⁽⁵⁹⁾。ハンガリ

(53) Lepaulle, *op. cit.*, p. 1147.

(54) 高柳賢三「英米信託法原理(一)」法協40巻 (1922) 5号723頁。

(55) Motulsky, De l'impossibilité juridique de constituer un "Trust" anglo-saxon sous l'empire de la loi française, *Rev. crit. DIP*, 1948, p. 451 et 464.

(56) シャルランは設定者から受託者への資産を移転するので、譲渡税の課税対象から除かれ、土地の譲渡課税 (登録税), 譲渡益課税を免れることができるとしている (Charlin, Le point de vue du fiscalité sur la fiducie, *Rev. dr. banc.*, 1990, p. 111)。

(57) Blackstone, Commentaries on the Laws of England, Vol II, (facsimile of the first edition of 1765-1769), University of Chicago Press, p. 328.

(58) Maitland, The Origin of Uses, 8 Harv. L. Rev. 127, 130 (1894).

(59) Holmes, Law in Science and Science in Law, 12 Harv. L. Rev. 443, 445 (1899). 四宮教授も「use は、我々がすでにゲルマン法において観察した Salmann の種子が海を越えて、やはりゲルマン法の一分派たるイギリス法に根を下ろしたものであるといへよう」としている (四宮和夫「信託行為と信託(三)」法協59巻 (1941) 3号407頁)。

—出身のボルガーは、16世紀の同国の法制度に良心 (*conscience*) に基づく *fiduciary transaction* が存在したとしている⁽⁶⁰⁾。ユースの起源をイスラムのワクフ (*Waqf*) に求め、十字軍遠征から戻ったフランシスコ派修道僧がイギリスに導入したとする意見もある⁽⁶¹⁾。一方、マローリーらはアングロ・アメリカン法のトラストはローマ法の伝統とは一切関係がないとしている⁽⁶²⁾。ウィッツは、ローマ期のフィディキアから貸付、保証、委任、譲渡担保などの制度が派生したとしている⁽⁶³⁾。フィデューシーとトラストの起源は異なるようである。

5. 結 語

わが国では「信託」の成立に当事者の意思表示を要するとされるが⁽⁶⁴⁾、第三者の資金を保管する可能性のある者すべてに分別保管が義務づけられているわけではないから、法定信託は資金の出捐者の保管者に対する信頼を保護する法理としてスマートである⁽⁶⁵⁾。

(60) V. Bolgár, *Why No Trusts in the Civil Law?*, 2 *Am. J. Comp. L.* 204, 206 (1953).

(61) 大島俊之「信託の起源はイスラム法?」信託159号12頁。Avisheh Avini, *The Origins of the Modern English Trust revised*, 70 *Tul. L. Rev.* 1139, 1159 (1996).

(62) Malaurie et Aynès, *Droit civil-les biens, la publicité foncière*, 4e éd., Cujas, 1998, p. 239.

(63) Witz, *op. cit.*, p. 23 et s.

(64) 四宮和夫『信託法 [新版]』(有斐閣, 1989) 39頁。雨宮孝子「判批」判時1794号199頁。

(65) 谷口(知平)教授はつとに法定信託の法理による信託者の保護を主張し、「凡そ他人に対し信託関係の在る者、受任者、代理人、後見人、組合員、会社の取締役、社員、遺言執行人等がその信託を受けた者としての義務に違反して、財産的利益を取得し又は保留したときは、信託者即ち委任者、委託者、本人、被後見人、他の組合員、会社、遺産帰属権者に対し、その利益を返還すべき *Constructive trustee*」であり、「委任者は或程度物権的保護を受けると同時に、第三取得者も適当な保護を受け、妥当な解決に到達し得る」とした(谷口知平「不当利得に関する特殊問題」『不当利得の研究』再版(有斐閣, 1965) 459頁, 461頁)。

一方、「信託」のないフランス法は、第三者の資金を保管する可能性がある者について広く分別保管を義務づける明文の規定を設け、委任の法理を採用することで解決している。第三者資金保管者の倒産の場合の出捐者保護の法理としては、信託と委任が可能ということになる。

さらに、フランス法の特異かつ興味深い点は、倒産した第三者資金保管者の固有の口座の金銭に対する取戻権の行使をめぐる争いである。

金銭に対する取戻権の行使という構成は、金銭の占有者に所有権が帰属するわが国の理解からは遠いものであるが、たとえばフランス民事執行法は、金銭債権の差し押さえについて「債務者の金銭債権を第三者の手中において差し押さえる」としており、金銭債権は「第三者の手中に」(*entre les main d'un tiers*)あるとされている(42条)⁽⁶⁶⁾。このような金銭債権の無体動産的構成が金銭の対する取戻権の議論の背景にあるようである。破毀院も現在まで金銭に対する取戻権の行使を認めた例はないようであるが、破毀院1997年判決は、混同が生じていないことを条件に「代替可能物性は取戻権行使の障害ではない」としている。金銭に対する取戻権の可否の事案が報告されており、今後の動向が注目されるところである。

(66) 1955年11月12日一部改正後のフランス旧強制執行法557条は「債権者はだれでも、公正証書または私署証書に基づき、その性質上不動産でなく、債務者に属し、第三者の手中にある金銭または証券を差押え(セジ・アレ)、または引渡しに異議を呈する(オポジション)ことができる」と規定した。新民事執行法42条は「金銭評価が可能で期日が到来した債権を証する債務名義を有するすべての債権者は支払いを得るために債務者の金銭債権を第三者の手中において差し押さえることができる。給与差押えは労働法典に規定された特則による」と定める。